

「情報公開文書」

受付番号：2019-3-14

課題名：全国歯科大学・歯学部附属病院小児歯科外来における経口抗菌薬の使用実態調査

1. 研究の対象

2015年4月1日から2018年3月31日までの間に、当院及び下記歯科大学附属病院小児歯科外来を受診し、受診時年齢が1歳以上16歳未満で経口抗菌薬の処方を受けた患者さん

2. 研究期間

2019年9月30日～2020年3月31日

3. 研究目的

厚生労働省の薬剤耐性(AMR)対策アクションプランの項目のひとつである「医療機関における抗微生物薬使用量の動向の把握」に基づき、全国の歯科大学・歯学部附属病院小児歯科外来における経口抗菌薬の使用実態を調査するため

4. 研究方法

2015年4月1日から2018年3月31日までの間に、当院及び下記医療機関の歯科大学附属病院小児歯科外来を受診して、経口抗菌薬の処方を受けた小児患者さんについて調査する。研究代表機関において経口抗菌薬の種類や割合を算出するとともに、年度ごとの処方量の推移を比較する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

カルテ情報：処方された経口抗菌薬薬剤名、服用日数、病名、その時の年齢、処方日当日の処置の内容

6. 外部への試料・情報の提供

研究対象者の診療情報は病院情報システムから抽出したものを使用する。本院で抽出されたデータは匿名化したうえでCD-Rを媒体として2019年11月31日までに研究事務局に郵送する。

7. 研究組織

[研究代表機関名・所属・研究代表者名]

北海道大学病院、小児・障害者歯科 八若 保孝

[既存情報の提供のみを行う機関・研究責任者名]

北海道医療大学 齊藤 正人

岩手医科大学 森川 和政

東北大学 福本 敏

奥羽大学 島村 和宏

新潟大学 早崎 治明

日本歯科大学新潟 関本 恒夫

明海大学 星野 倫範

日本大学松戸 清水 武彦

東京医科歯科大学 宮新 美智世

東京歯科大学 新谷 誠康

日本歯科大学 荏部 洋行

日本大学 白川 哲夫

昭和大学 島田 幸恵

鶴見大学 朝田 芳信

神奈川歯科大学 木本 茂成

松本歯科大学 大須賀 直人

愛知学院大学 福田 理

朝日大学 飯沼 光生

大阪歯科大学 有田 憲司

大阪大学 仲野 和彦

岡山大学 仲野 道代

広島大学 香西 克之

徳島大学 岩本 勉

九州歯科大学 牧 憲司

九州大学 福本 敏

福岡歯科大学 尾崎 正雄

長崎大学 藤原 卓

鹿児島大学 山崎 要一

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

[研究責任者] 福本 敏

宮城県仙台市青葉区星陵町 4 番 1 号

東北大学大学院歯学研究科口腔保健発育学講座小児発達歯科学分野

電話 022-717-8381

研究代表者：八若 保孝

北海道札幌市北区北 13 条西 7 丁目

北海道大学病院 小児・障害者歯科

電話 011-706-4292

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第 6 章第 16 の 1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1) 以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第 6 章第 16 の 2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場

合

- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合